

資料（☒経営会議 ☐調整会議）

開催日：平成21年10月23日（金）

担当課：市長室 危機管理課

件 名： 大和市危機管理基本方針（案）について	
提出理由：本市における危機に対応する基本的な考え方を定める必要があるため。	
内 容： 1. 背景 新型インフルエンザの発生や硫化水素など毒性物質流出事故の発生等、従来の防災行政の範囲を越える新たな危機が多発しており、こうした新たな危機への対応が求められている。 2. 策定の目的 本市域において危機が発生し、または発生するおそれがある場合に、市民等の生命、身体及び財産に対する被害を最小限に留めるため、危機に対する基本的な事項を定めるものである。 3. 基本的な考え方 ・危機リスクの高い要援護者等への対処に留意しつつ、危機による被害の拡大を防止する。 ・被害の発生予防や拡大防止を図るため、危機に対する体制を整備する。 ・基本的な役割、手順を定める。 4. 危機管理対応個別計画の作成 ・各部等は、想定される危機に関し、個別計画（マニュアル）の作成を行う。	5. 危機管理体制 (1)対策本部 危機発生時の組織で、危機への対応策等を決定・実施する。本部長は市長。 (2)連絡調整会議 対策本部の下部組織で、所管部・関係部等の危機対処に係る調整を実施する。座長は所管部長。 (3)危機管理推進会議 危機発生前の組織で、危機管理上必要な情報共有を行う。事案ごとの関係課長により構成し、座長は市長室長。 6. 基本方針の骨子 (1)総則：目的、基本的な考え方、定義、責務、危機管理対応個別計画の作成と見直し。 (2)危機管理体制：危機発生前と発生時の体制 (3)事前対策：情報連絡網等の整備、職員研修・訓練の実施、資機材等の整備等、医療・救助・救急搬送等の確保、関係機関との連携、市民・事業者との連携。 (4)応急対策：危機発生時の対応、情報収集、応急対策の実施、市民等への情報提供等。 (5)事後対策：安全性の確認・市民等への周知、復旧・復興の推進、危機管理の評価と対策。
経 過 平成21年4月 組織改正により危機管理課設置 平成21年5月 第1回総務担当課長会議 平成21年6月 第2回総務担当課長会議 平成21年8月 第3回総務担当課長会議	今後の予定 平成21年10月 議会への説明 平成21年11月 市民への周知（パブコメ実施） 平成21年12月 基本方針の策定